

議案第46号

取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

国家公務員に係る育児休業等に関し、取得要件の緩和及び柔軟化のための措置が講じられることに伴い、本市における職員の育児休業等についても同様に次に掲げる措置を講ずるほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

- （1）育児休業の取得回数制限の緩和等
- （2）会計年度任用職員の子の出生後8週間以内の育児休業取得要件の緩和
- （3）会計年度任用職員の子の1歳以降の育児休業取得の柔軟化

取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(<u>当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日</u></u></p>

が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区

分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するとき又はイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地

分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)及び(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期

する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)及び(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)から(4)まで (略)

が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)及び(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について市規則で定める育児休業等計画書(以下「育児休

(5) (略)

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

業等計画書」という。)により任命権者に申し出た場合に限る。)

(6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第9条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第47号

取手市営住宅条例の一部を改正する条例について

取手市営住宅条例（平成9年条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

施設の老朽化に伴い宮和田住宅を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市営住宅条例の一部を改正する条例

取手市営住宅条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
名称	位置	構造	名称	位置	構造
南住宅の項から駒場B住宅の項まで	(略)	(略)	<u>宮和田住宅</u>	<u>取手市宮和田171番地</u>	<u>木造(平屋)</u>
			南住宅の項から駒場B住宅の項まで	(略)	(略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が改正され、新築・増改築を伴わない既存の住宅等に係る新たな認定制度が導入されるため、市においても所要の措置を講ずるほか、建築基準法の改正による条項の移動に伴い、同法を引用する条項を整理するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(34)まで（略）	（略）	（略）
(35) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>	ア及びイ（略） ウ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、 <u>又は改築しようとする場合</u> の基準を適用する住宅である場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア)及び(イ)（略） エ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、 <u>又は改築しようとする場合</u> の基準を適用する住宅である場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）であって、確認書又はその写しの添付がなされたものにあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア)及び(イ)（略） オ（略）
(36) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する	<u>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>	（略）

審査		
(37)から(77)まで (略)	(略)	(略)
(78) 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
(79) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく1年を超える仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)	(略)
(80)から(91)まで (略)	(略)	(略)
(92) 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)
(93) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)
(94)から(130)まで (略)	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(34)まで (略)	(略)	(略)
(35) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅	<u>長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料</u>	ア及びイ (略) ウ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、若しくは改築し、又は <u>長期優良住宅として維持保全を行おうと</u>

<p>建築等計画又は<u>長期優良住宅維持保全計画</u>の認定の申請に対する審査</p>		<p>する場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア)及び(イ) (略)</p> <p>エ 省令第1条各項の国土交通大臣が定める措置に係る住宅を増築し、<u>若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合の基準を適用する住宅である場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)</u>であって、確認書又はその写しの添付がなされたものにあつては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア)及び(イ) (略)</p> <p>オ (略)</p>
<p>(36) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は<u>長期優良住宅維持保全計画</u>の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</u></p>	<p>(略)</p>
<p>(37)から(77)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(78) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(79) 建築基準法第85条第7項の規定に基づく1年を超える仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(80)から(91)まで (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(92) <u>建築基準法第87条の3第6項</u> の規定に基づく建築物の興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)
(93) <u>建築基準法第87条の3第7項</u> の規定に基づく1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	(略)	(略)
(94)から(130)まで (略)	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1第78号、第79号、第92号及び第93号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第49号

取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

取手市建築基準条例（平成12年条例第31号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

建築基準法の改正により条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する規定について所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市建築基準条例の一部を改正する条例

取手市建築基準条例（平成12年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(仮設建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第58条 法第85条第6項及び第7項に規定する仮設興行場等、<u>法第87条の3第6項</u>に規定する興行場等並びに<u>同条第7項</u>に規定する特別興行場等について市長が安全上支障がないと認めて許可する場合においては、この条例の規定は適用しない。</p>	<p>(仮設建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第58条 法第85条第5項及び第6項に規定する仮設興行場等、<u>法第87条の3第5項</u>に規定する興行場等並びに<u>同条第6項</u>に規定する特別興行場等について市長が安全上支障がないと認めて許可する場合においては、この条例の規定は適用しない。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点 (番地先)	延長(m)	幅員	最大(m)
	終点 (番地先)			最小(m)
1-2812 号線	戸頭 1609-7	24.73		12.03
	戸頭 1609-10			6.00

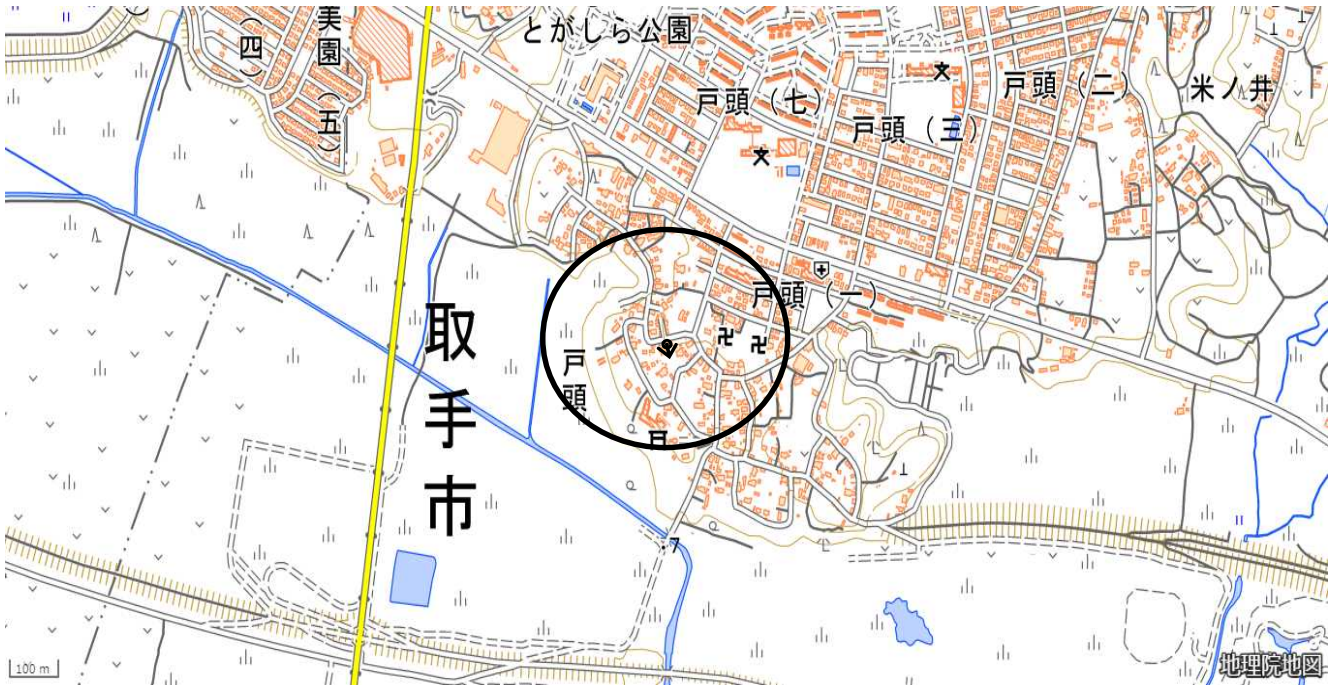
令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

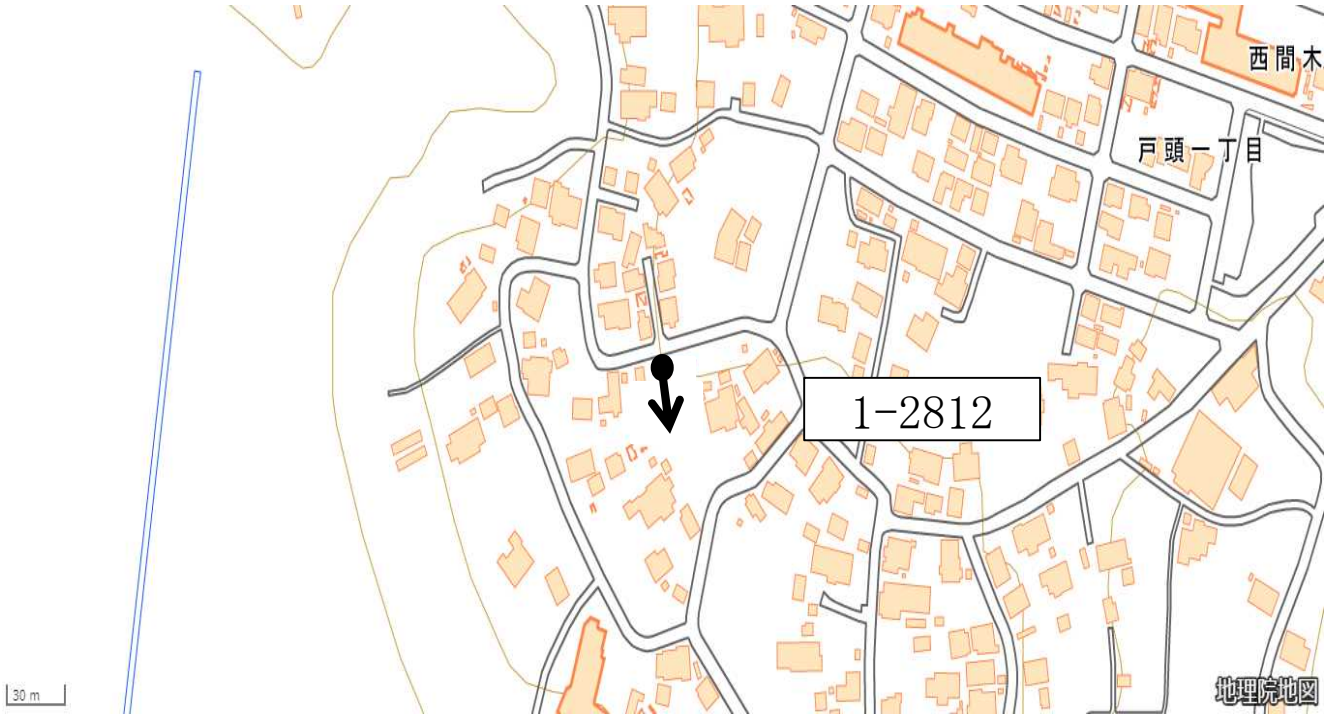
開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



出典：国土地理院

認定図



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-2812	24.73m	6.00m～12.03m
起点 ● ・ 終点 →		

議案第 5 1 号

市道路線の変更について

市道路線を次のとおり変更することについて、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線名		起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)
		終点 (番地先)			最小 (m)
1-4227 号線	変更前	台宿二丁目 633-1	65.30		4.29
		台宿二丁目 624-19			1.60
	変更後	台宿二丁目 633-1	65.30		4.29
		台宿二丁目 624-19			1.60

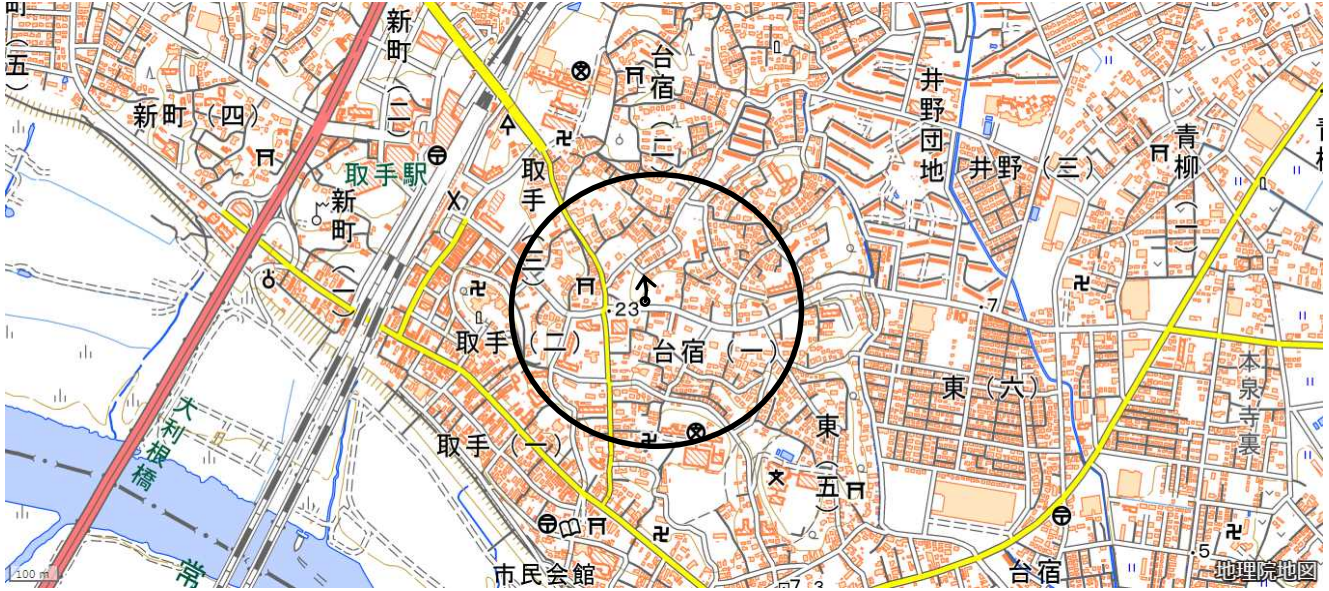
令和 4 年 9 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

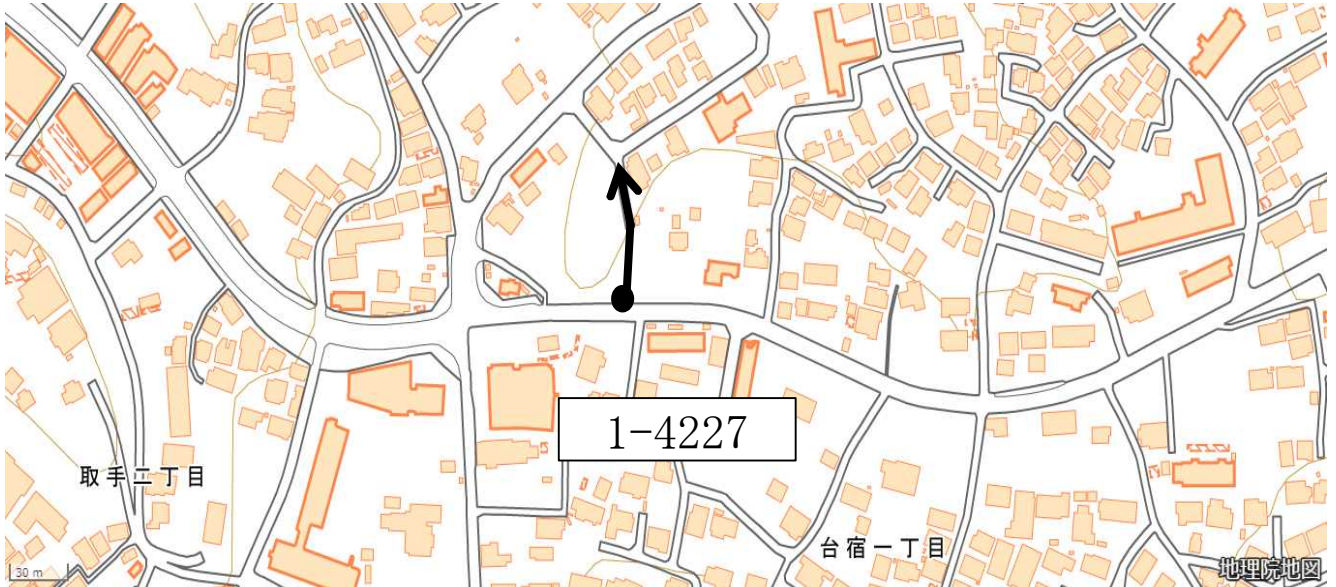
道路改良工事により道路形態が変更されたものについて、当該路線の起点を変更するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



出典：国土地理院

変更図（変更前）



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-4227	65.30m	1.60m～4.29m
起点 ●	・	終点 →

変更図（変更後）



出典：国土地理院

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-4227	65.30m	1.60m～4.29m
起点 ● ・ 終点 →		

議案第52号

令和4年度取手市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度取手市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ386,103千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,800,779千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,719,173	374,758	7,093,931
	1 国庫負担金	5,277,128	214,550	5,491,678
	2 国庫補助金	1,366,345	160,208	1,526,553
16 県支出金		2,566,478	11,292	2,577,770
	2 県補助金	549,074	11,292	560,366
21 諸収入		1,583,451	53	1,583,504
	6 雑入	1,415,596	53	1,415,649
歳入合計		41,414,676	386,103	41,800,779

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		2,194,189	386,103	2,580,292
	1 保健衛生費	1,582,610	386,103	1,968,713
歳出合計		41,414,676	386,103	41,800,779

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,719,173	374,758	7,093,931
16 県支出金	2,566,478	11,292	2,577,770
21 諸収入	1,583,451	53	1,583,504
歳入合計	41,414,676	386,103	41,800,779

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	2,194,189	386,103	2,580,292	386,050		53	
歳出合計	41,414,676	386,103	41,800,779	386,050		53	

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫負担金	248,438	214,550	462,988	3 予 防 費 負 担 金	214,550	・新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 214,282 増 ・新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 268 増
計	5,277,128	214,550	5,491,678			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	201,074	160,208	361,282	2 予 防 費 補 助 金	160,208	・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 160,208 増
計	1,366,345	160,208	1,526,553			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

3 衛生費県補助金	16,757	11,292	28,049	5 予 防 費 補 助 金	11,292	・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分) 11,292 増
計	549,074	11,292	560,366			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑 入	988,590	53	988,643	6 衛 生 費 雑 入	53	・雇用保険料本人負担分 53 増
計	1,415,596	53	1,415,649			

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 予 防 費	386,103	374,758		53				
	(801,917)	国庫支出金		諸収入				
	(1,188,020)	11,292						
		県支出金						
		386,050		53	1 報 酬	9,283	20 予防接種に要する経費 386,103 増	
					3 職員手当等	9,310		
		386,050		53	4 共 済 費	1,756	(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費 386,103 増	
					7 報 償 費	12,390		
					8 旅 費	684	報酬 (9,283 増)	
					1 費用弁償	684	・会計年度任用職員報酬 9,283 増	
					10 需用費	8,056	職員手当等 (9,310 増)	
					1 消耗品費	4,138	時間外勤務手当 8,251 増	
					3 食糧費	295	期末手当 1,059	
					4 印刷製本費	2,673	共済費 (1,756 増)	
					5 光熱水費	900	雇用保険料 146 増	
					9 医薬材料費	50	厚生年金保険料 984 増	
					11 役務費	10,287	子ども・子育て拠出金 39 増	
					1 通信運搬費	9,147	健康保険料負担金 587 増	
					4 手数料	1,140	報償費 (12,390 増)	
					12 委託料	308,450	・集団接種医療従事者謝礼 12,390 増	
				13 使用料及び賃借料	2,925	旅費 (684 増)		
				17 備品購入費	902	費用弁償 684 増		
						需用費 (8,056 増)		
						消耗品費 4,138 増		
						食糧費 295 増		
						印刷製本費 2,673		
						光熱水費 900		
						医薬材料費 50		
						役務費 (10,287 増)		
						通信運搬費 9,147 増		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 予防費						18 負担金, 補助及び交付金	22,060	手数料 1,140 増 委託料 (308,450 増) ・ 予防接種委託料 139,438 増 ・ 健康管理システム改修委託料 165 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業従事者派遣委託料 45,276 増 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種券作成委託料 10,688 増 ・ コールセンター業務委託料 30,122 増 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種システム改修委託料 1,815 増 ・ ワクチン移送委託料 3,300 増 ・ 接種会場設営委託料 9,258 増 ・ 新型コロナウイルスワクチン接種医療廃棄物収集運搬処理業務委託料 405 増 ・ 集団・巡回予防接種委託料 62,049 増 ・ 交通整理業務委託料 5,835 増 ・ クラウド通訳業務委託料 99 増 使用料及び賃借料 (2,925 増) ・ 複合機使用料 1,925 増 ・ 接種会場借上料 1,000 備品購入費 (902 増) ・ キャビネット 902 増 負担金, 補助及び交付金 (22,060 増) ・ 新型コロナウイルスワクチン接種施設協力金 10,500 増 ・ 時間外休日集団接種医療従事者派遣協力金 11,292 増 ・ 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金 268 増

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	386,103 (1,582,610) (1,968,713)	386,050		53				
款計	386,103 (2,194,189) (2,580,292)	386,050		53				
歳出合計	386,103 (41,414,676) (41,800,779)	386,050		53				

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(867) 739	887,573	2,913,381	2,678,254	6,479,208	1,090,481	7,569,689	
補 正 後	(869) 739	896,856	2,913,381	2,687,564	6,497,801	1,092,237	7,590,038	
比 較	(2)	9,283		9,310	18,593	1,756	20,349	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	210,258	38,400
	補 正 後	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	218,509	38,400
	比 較						8,251	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	695,637	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,883
	補 正 後	696,696	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,883
比 較	1,059							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(85) 739		2,913,381	2,617,882	5,531,263	999,901	6,531,164	
補 正 後	(85) 739		2,913,381	2,626,133	5,539,514	999,901	6,539,415	
比 較				8,251	8,251		8,251	

※ () 内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	210,258	38,400
	補 正 後	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	218,509	38,400
	比 較						8,251	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	635,265	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,883
	補 正 後	635,265	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,883
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(782)	887,573		60,372	947,945	90,580	1,038,525	
補 正 後	(784)	896,856		61,431	958,287	92,336	1,050,623	
比 較	(2)	9,283		1,059	10,342	1,756	12,098	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	60,372						
	補 正 後	61,431						
比 較	1,059							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明		備 考
給 料		給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分				
職員手当	9,310	制度改正に伴う増減分		扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	千円
		その他の増減分	9,310	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童	千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤	1,059 千円 8,251

議案第53号

令和4年度取手市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度取手市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,578,882千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,379,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		100,000	2,046	102,046
	1 地方特例交付金	100,000	2,046	102,046
11 地方交付税		8,020,000	374,366	8,394,366
	1 地方交付税	8,020,000	374,366	8,394,366
13 分担金及び負担金		146,425	4,979	151,404
	1 負担金	146,425	4,979	151,404
14 使用料及び手数料		297,769	276	298,045
	1 使用料	203,882	276	204,158
15 国庫支出金		7,093,931	264,160	7,358,091
	1 国庫負担金	5,491,678	86,478	5,578,156
	2 国庫補助金	1,526,553	177,682	1,704,235
16 県支出金		2,577,770	139,876	2,717,646
	1 県負担金	1,795,697	9,119	1,804,816
	2 県補助金	560,366	130,757	691,123
17 財産収入		54,257	131,116	185,373
	2 財産売払収入	3,002	131,116	134,118
18 寄附金		1,000,182	2,584	1,002,766
	1 寄附金	1,000,182	2,584	1,002,766
19 繰入金		2,050,198	△16,152	2,034,046
	1 特別会計繰入金	7,179	89,006	96,185
	2 基金繰入金	2,043,019	△105,158	1,937,861
20 繰越金		500,000	936,767	1,436,767

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	500,000	936,767	1,436,767
21 諸収入		1,583,504	32,233	1,615,737
	3 貸付金元利収入	55,571	420	55,991
	6 雑入	1,415,649	31,813	1,447,462
22 市債		2,039,600	△293,369	1,746,231
	1 市債	2,039,600	△293,369	1,746,231
歳入合計		41,800,779	1,578,882	43,379,661

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		6,406,773	991,327	7,398,100
	1 総 務 管 理 費	5,555,917	967,842	6,523,759
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	247,752	23,485	271,237
3 民 生 費		15,704,621	363,064	16,067,685
	1 社 会 福 祉 費	7,334,564	35,932	7,370,496
	2 児 童 福 祉 費	6,138,531	327,132	6,465,663
	3 生 活 保 護 費	2,231,253		2,231,253
4 衛 生 費		2,580,292	12,887	2,593,179
	1 保 健 衛 生 費	1,968,713	12,887	1,981,600
5 農 林 水 産 業 費		269,559	63,877	333,436
	1 農 業 費	269,559	63,877	333,436
6 商 工 費		1,518,038	39,515	1,557,553
	1 商 工 費	1,518,038	39,515	1,557,553
7 土 木 費		4,895,095	77,914	4,973,009
	1 土 木 管 理 費	134,093	3,025	137,118
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,006,006	69,689	1,075,695
	3 都 市 計 画 費	3,683,812	△2,300	3,681,512
	4 住 宅 費	71,184	7,500	78,684
8 消 防 費		1,875,825	886	1,876,711
	1 消 防 費	1,875,825	886	1,876,711
9 教 育 費		3,909,884	28,888	3,938,772
	2 小 学 校 費	906,307	1,928	908,235

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中 学 校 費	478,217	1,057	479,274
	5 社 会 教 育 費	1,064,448	21,151	1,085,599
	6 保 健 体 育 費	540,897	4,752	545,649
11 公 債 費		4,327,190	524	4,327,714
	1 公 債 費	4,327,190	524	4,327,714
歳 出	合 計	41,800,779	1,578,882	43,379,661

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (令和4年度その2)	令和4年度から令和13年度まで	17,900
事務用機器使用料 (令和4年度その3)	令和4年度から令和9年度まで	44,200
ふるさと取手応援寄附受付等業務委託	令和4年度から令和5年度まで	協定等に基づく業務委託経費
ふるさと取手応援寄附クレジット決済手数料	令和4年度から令和5年度まで	寄附金額に対して協定等で定める料率を乗じて得た額に基本料金を加えた額
家屋評価システム使用料	令和4年度から令和9年度まで	17,280

(変 更)

(単位 千円)

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (令和4年度)	令和4年度から 令和13年度まで	37,500	公用車リース料 (令和4年度その1)	令和4年度から 令和13年度まで	37,500

第 3 表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
長 寿 命 化 事 業	15,200	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市 道 整 備 事 業	193,700	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	201,900	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
合 併 特 例 債	610,700				618,500			
公 共 施 設 等 除 却 債	22,500				29,200			
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	27,400				33,800			
臨 時 財 政 対 策 債	850,000				512,331			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	100,000	2,046	102,046
11 地方交付税	8,020,000	374,366	8,394,366
13 分担金及び負担金	146,425	4,979	151,404
14 使用料及び手数料	297,769	276	298,045
15 国庫支出金	7,093,931	264,160	7,358,091
16 県支出金	2,577,770	139,876	2,717,646
17 財産収入	54,257	131,116	185,373
18 寄附金	1,000,182	2,584	1,002,766
19 繰入金	2,050,198	△16,152	2,034,046
20 繰越金	500,000	936,767	1,436,767
21 諸収入	1,583,504	32,233	1,615,737
22 市債	2,039,600	△293,369	1,746,231
歳入合計	41,800,779	1,578,882	43,379,661

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	6,406,773	991,327	7,398,100	23,485		133,700	834,142
3 民 生 費	15,704,621	363,064	16,067,685	314,816	7,800	6,037	34,411
4 衛 生 費	2,580,292	12,887	2,593,179	1,375		4,979	6,533
5 農 林 水 産 業 費	269,559	63,877	333,436	31,193			32,684
6 商 工 費	1,518,038	39,515	1,557,553	19,753		9	19,753
7 土 木 費	4,895,095	77,914	4,973,009		36,500		41,414
8 消 防 費	1,875,825	886	1,876,711	443			443
9 教 育 費	3,909,884	28,888	3,938,772	12,971		4,216	11,701
11 公 債 費	4,327,190	524	4,327,714			420	104
歳 出 合 計	41,800,779	1,578,882	43,379,661	404,036	44,300	149,361	981,185

2 歳 入

(款) 10 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方特例交付金	100,000	2,046	102,046	1 地方特例交付金	2,046	・個人市民税減収補てん特例交付金 2,046 増
計	100,000	2,046	102,046			

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地方交付税	8,020,000	374,366	8,394,366	1 地方交付税	374,366	・普通交付税 374,366 増
計	8,020,000	374,366	8,394,366			

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

2 衛生費負担金	32,632	4,979	37,611	1 保健衛生費負担金	4,979	・取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金 (過年度) 4,979
計	146,425	4,979	151,404			

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

8 教育使用料	25,042	276	25,318	5 ギャラリー使用料	276	・アートギャラリー使用料 276 増
計	203,882	276	204,158			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	5,028,690	86,478	5,115,168	1 社会福祉費負担金	10,560	・自立支援補装具費負担金 (過年度) 877 ・自立支援給付費負担金 (過年度) 9,683
				4 児童福祉費負担金	16,649	・子どものための教育・保育給付費負担金 16,649 増
				5 生活保護費負担金	57,676	・生活保護費 (過年度) 57,676
				7 老人福祉費負担金	1,593	・低所得者保険料軽減負担金 (過年度) 1,593
計	5,491,678	86,478	5,578,156			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	605,038	173,983	779,021	1 総務費補助金	23,485	・社会保障・税番号制度システム整備費補助金 23,485 増
				2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	150,498	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 150,498 増
2 民生費国庫補助金	250,533	883	251,416	1 社会福祉費補助金	57	・地域生活支援事業補助金 57 増
				2 児童福祉費補助金	826	・子ども・子育て支援交付金 57 増

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金						・保育対策総合支援事業費補助金 769 増
3 衛生費国庫補助金	361,282	1,375	362,657	3 母子衛生費補助金	1,375	・母子保健対策強化事業費補助金 1,375
6 教育費国庫補助金	73,184	1,441	74,625	5 社会教育費補助金	1,441	・子ども・子育て支援交付金 1,441 増
計	1,526,553	177,682	1,704,235			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	1,780,788	9,119	1,789,907	3 児童福祉費負担金	8,323	・子どものための教育・保育給付費負担金 8,323 増
				7 老人福祉費負担金	796	・低所得者保険料軽減負担金(過年度) 796
計	1,795,697	9,119	1,804,816			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	410,168	129,244	539,412	1 社会福祉費補助金	28	・地域生活支援事業補助金 28 増
				4 児童福祉費補助金	129,216	・子育て支援対策臨時特例交付金 16,500 ・子育て世帯に対する生活応援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)補助金 60,417 ・子育て世帯に対する生活応援特別給付金給付事業(その他世帯分)補助金 51,235 ・子どものための教育・保育給付費補助金 1,007 増 ・子ども・子育て支援交付金 57 増
4 農林水産業費県補助金	17,147	72	17,219	1 農業委員会費補助金	72	・農地集積・集約化対策推進交付金 72 増
7 教育費県補助金	52,301	1,441	53,742	3 社会教育費補助金	1,441	・子ども・子育て支援交付金 1,441 増
計	560,366	130,757	691,123			

(款) 17 財産収入

(項) 2 財産売払収入

1 不動産売払収入	3,001	131,116	134,117	1 土地売払収入	131,116	・普通財産売払収入 131,116 増
計	3,002	131,116	134,118			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

2 総務費寄附金	1,000,120	2,584	1,002,704	1 総務費寄附金	2,584	・ふるさと取手応援基金寄附金 2,584 増
計	1,000,182	2,584	1,002,766			

(款) 19 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険事業特別会計繰入金	1	19,023	19,024	1 国民健康保険事業特別会計繰入金	19,023	・国民健康保険事業特別会計繰入金 19,023 増
2 後期高齢者医療特別会計繰入金	100	26,146	26,246	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	26,146	・後期高齢者医療特別会計繰入金 26,146 増
3 介護保険特別会計繰入金	7,078	43,837	50,915	1 介護保険特別会計繰入金	43,837	・介護保険特別会計繰入金 43,837 増
計	7,179	89,006	96,185			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	903,838	△158,491	745,347	1 財政調整基金繰入金	△158,491	・財政調整基金繰入金 158,491 減
4 公共施設整備基金繰入金	79,921	4,200	84,121	1 公共施設整備基金繰入金	4,200	・公共施設整備基金繰入金 4,200 増
6 ふるさと取手応援基金繰入金	875,844	49,133	924,977	1 ふるさと取手応援基金繰入金	49,133	・ふるさと取手応援基金繰入金 49,133 増
計	2,043,019	△105,158	1,937,861			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	500,000	936,767	1,436,767	1 前年度繰越金	936,767	・前年度繰越金 936,767 増
計	500,000	936,767	1,436,767			

(款) 21 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

1 貸付金元利収入	55,571	420	55,991	1 総務費貸付金元利収入	420	・災害援護資金貸付金元利収入 420 増
計	55,571	420	55,991			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

3 弁償金	44	23,909	23,953	1 弁償金	23,909	・電気需給契約の解約に伴う損害賠償金 23,909
5 雑入	988,643	7,904	996,547	5 民生費雑入	7,895	・雇用保険料本人負担分 17 増 ・社会福祉協議会補助金精算金(過年度) 322

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 雑入						・生活困窮者自立相談支援委託料精算金 (過年度) 412
						・ぬくもり学習支援業務委託料精算金 (過年度) 597
						・ひきこもり相談支援業務委託料精算金 (過年度) 5
						・成年後見制度中核機関運営委託料精算金 (過年度) 3,148
						・ファミリーサポートセンター事業委託料精算金 (過年度) 740
						・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立 支援金受付業務委託料精算金 (過年度) 2,031
						・ウェルネスプラザ指定管理料精算金 (過年度) 623
				8 商工費雑入	9	・雇用保険料本人負担分 9 増
計	1,415,649	31,813	1,447,462			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

3 土木債	351,500	8,200	359,700	1 市道整備事業債	8,200	・市道整備事業債 8,200 増
6 合併特例債	610,700	7,800	618,500	1 合併特例債	7,800	・合併特例債 7,800 増
8 公共施設等適正 管理推進事業債	38,700	21,900	60,600	1 公共施設等除却債	6,700	・公共施設等除却債 6,700 増
				3 長寿命化事業債	15,200	・長寿命化事業債 15,200
9 緊急自然災害防止 対策事業債	27,400	6,400	33,800	1 緊急自然災害防止 対策事業債	6,400	・緊急自然災害防止対策事業債 6,400 増
10 臨時財政対策債	850,000	△337,669	512,331	1 臨時財政対策債	△337,669	・臨時財政対策債 337,669 減
計	2,039,600	△293,369	1,746,231			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一 般 管 理 費	3,091 (1,543,470) (1,546,561)			2,584 寄附金	507			
				2,584		10 需 用 費	507	6 秘書事務に要する経費 2,584 増
						5 光 熱 水 費	507	委託料 (2,584)
						12 委 託 料	2,584	・名誉市民追悼企画委託料 2,584
				507		30 防犯に要する経費 507 増	需用費 (507 増) 光熱水費 507 増	
4 財 政 管 理 費	1,335 (1,530,918) (1,532,253)				1,335			
					1,335	24 積 立 金	1,335	21 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費 1,335 増
							積立金 (1,335 増) ・ふるさと取手応援基金積立金 1,335 増	
6 財 産 管 理 費	131,636 (227,414) (359,050)			131,116 財産収入	520			
					520	14 工 事 請 負 費	520	21 自動車の維持管理に要する経費 520 増
						24 積 立 金	131,116	工事請負費 (520) ・電気自動車充電設備設置工事 520
			131,116			25 公共施設整備基金積立金 131,116 増		

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
6 財産管理費							積立金 (131,116 増) ・ 公共施設整備基金積立金 131,116 増	
7 企画費	487 (10,919) (11,406)				487			
					487	10 需用費	487	5 企画事務に要する経費 487 増
						4 印刷製本費	487	需用費 (487 増) 印刷製本費 487
9 交通安全対策費	855 (90,696) (91,551)				855			
					855	10 需用費	855	21 自転車駐車場の維持管理に要する経費 855 増
						5 光熱水費	855	需用費 (855 増) 光熱水費 855 増
14 財政調整基金費	472,938 (270,044) (742,982)				472,938			
					472,938	24 積立金	472,938	20 財政調整基金積立金 472,938 増
								積立金 (472,938 増) ・ 財政調整基金積立金 472,938 増
15 諸費	357,500 (1,279,295) (1,636,795)				357,500			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
15 諸費				357,500	22 償還金, 利子及び割引料	357,500	33 過年度国庫支出金等過誤納返還金 357,500 増 償還金, 利子及び割引料 (357,500 増) ・ 過年度国庫支出金等過誤納返還金 357,500 増	
項計	967,842 (5,555,917) (6,523,759)			133,700	834,142			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	23,485 (247,682) (271,167)	23,485 国庫支出金						
		23,485			12 委託料	23,485	5 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 23,485 増 委託料 (23,485 増) ・ 戸籍事務内連携業務委託料 23,485	
項計	23,485 (247,752) (271,237)	23,485						
款計	991,327 (6,406,773) (7,398,100)	23,485		133,700	834,142			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	3,752 (1,278,973) (1,282,725)	500 国庫支出金		1,008 諸収入	2,244		
-----------	---------------------------------------	--------------	--	--------------	-------	--	--

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
1 社会福祉 総務費		500		1,008	2,244	12 委託料	2,752	42 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費	3,752 増
				1,008	1,744	18 負担金, 補助及び 交付金	1,000	(1) ウェルネスプラザ管理運営に要する経費	2,752 増
								委託料 ・ウェルネスプラザ指定管理料	(2,752 増) 2,752 増
		500			500			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	1,000 増
								負担金, 補助及び交付金 ・利用制限支援金	(1,000) 1,000
2 障害者 福祉費	6,826 (2,117,351) (2,124,177)	13,753 国庫支出金 21 県支出金		376 諸収入	△7,324				
				197		12 委託料	526	27 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費	197 増
						18 負担金, 補助及び 交付金	6,300	委託料 ・障害者福祉センターつつじ園指定管理料	(197 増) 197 増
				179				28 障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費	179 増
								委託料 ・障害者福祉センターふじしろ指定管理料	(179 増) 179 増
		13,774			△7,324			33 自立支援に要する経費	6,450 増
		9,683			△9,683			(1) 介護給付費等に関する経費	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
3 老人福祉費							・ 高圧気中開閉器改修工事 1,227	
				922			35 介護予防拠点施設管理に要する経費 922 増	
							需用費 (922 増) 修繕料 922 増	
		5,407			3,062		48 介護保険特別会計繰出金 8,469 増	
		2,389			44		(1) 介護保険特別会計繰出金 2,433 増	
							繰出金 (2,433 増) ・ 介護保険特別会計繰出金 2,433 増	
		3,018			3,018		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 6,036	
							繰出金 (6,036) ・ 介護保険特別会計繰出金 6,036	
		7,150			7,150		64 介護保険施設整備に要する経費 14,300	
	7,150			7,150		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 14,300		
						負担金, 補助及び交付金 (14,300) ・ 高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金 14,300		
項計	35,932 (7,334,564) (7,370,496)	26,831		2,920	6,181			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費							印刷製本費 350 役員費 (2,265) 通信運搬費 1,286 手数料 979 委託料 (500) ・児童手当システムデータ抽出業務委託料 500 負担金, 補助及び交付金 (140,060) ・子育て世帯応援臨時給付金 140,060 (7) 子育て世帯に対する生活応援特別給付金給付事業 (ひとり親世帯分) に関する経費 60,422 報酬 (933) ・会計年度任用職員報酬 933 職員手当等 (262) 時間外勤務手当 262 共済費 (167) 雇用保険料 14 厚生年金保険料 93 子ども・子育て拠出金 4 健康保険料負担金 56 旅費 (78) 費用弁償 78 需用費 (172) 消耗品費 100 印刷製本費 72 役員費 (210) 通信運搬費 119 手数料 91 委託料 (500)	
	60,417		5					

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費							<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付金システム委託料 500 負担金, 補助及び交付金 (58,100) ・ 子育て世帯に対する生活応援特別給付金 (ひとり親世帯分) 58,100 	
	51,235		5				<p>(8) 子育て世帯に対する生活応援特別給付金給付事業 (その他世帯分) に関する経費 51,240</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 報酬 (933) ・ 会計年度任用職員報酬 933 職員手当等 (262) 時間外勤務手当 262 共済費 (167) 雇用保険料 14 厚生年金保険料 93 子ども・子育て拠出金 4 健康保険料負担金 56 旅費 (78) 費用弁償 78 需用費 (155) 消耗品費 100 印刷製本費 55 役務費 (145) 通信運搬費 76 手数料 69 負担金, 補助及び交付金 (49,500) ・ 子育て世帯に対する生活応援特別給付金 (その他世帯分) 49,500 	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
3 児童 入所費	64,620	19,118	7,800		11,872			
	(2,337,599)	国庫支出金						
	(2,402,219)	25,830						
		県支出金						
		25,979			9,338	12 委託料	35,317	20 民間保育園入所に要する経費 35,317 増
						18 負担金, 補助及び 交付金	29,303	委託料 (35,317 増) ・民間保育園児入所委託料 13,591 増 ・地域型保育園児入所委託料 938 増 ・施設給付型幼稚園児入所委託料 1,117 増 ・認定こども園1号認定児入所委託料 6,579 増 ・認定こども園2号3号認定児入所委託料 13,092 増
		18,969	7,800				22 民間保育園運営に要する経費 29,303 増	
		17,269	7,800				(1) 民間保育園運営に要する経費 25,903 増	
							負担金, 補助及び交付金 (25,903 増) ・業務効率化推進事業(ICT)補助金 750 増 ・事故防止推進事業補助金 403 ・民間保育園施設整備費補助金 24,750	
		1,700			1,700		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 3,400 増	
							負担金, 補助及び交付金 (3,400 増) ・民間保育園等食材料費補助金 3,400 増	
4 保育所費	4,767	605		3,100	1,005			
	(1,259,918)	国庫支出金		繰入金				
	(1,264,685)							

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他					
4 保育所費		57							
		県支出金							
		548			548	10 需用費	1,096	20 保育所の管理運営に要する経費	1,096 増
		548			548	7 賄材料費	1,096	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	1,096 増
						14 工事請負費	3,671	需用費 賄材料費	(1,096 増) 1,096 増
				3,100	398			21 保育所の施設整備に要する経費	3,498 増
						工事請負費 ・白山保育所給水ポンプ改修工事	(3,498 増) 3,498		
		114		59			22 子育て支援に要する経費	173 増	
							工事請負費 ・防犯カメラ設置工事	(173) 173	
項 計	327,132 (6,138,531) (6,465,663)	230,309	7,800	3,117	85,906				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

2 扶助費	0 (2,111,000) (2,111,000)	57,676			△57,676			
		国庫支出金						
		57,676			△57,676		20 生活保護に要する経費	
							財源充当の変更	

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	0 (2,231,253) (2,231,253)	57,676			△57,676			
款計	363,064 (15,704,621) (16,067,685)	314,816	7,800	6,037	34,411			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	10,137 (516,014) (526,151)			4,979 分担金・負担金	5,158			
				4,979	5,158	12 委託料	10,137	24 取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費 10,137 増
								委託料 (10,137 増) ・取手北相馬休日夜間緊急診療所運営委託料 (過年度) 10,137
3 母子 衛生費	2,750 (107,808) (110,558)	1,375 国庫支出金			1,375			
		1,375			1,375	17 備品購入費	2,750	20 乳幼児健診に要する経費 2,750 増
		1,375			1,375			(4) 3歳5か月児健診関係経費 2,750 増
								備品購入費 (2,750) ・屈折検査機器 2,750
項計	12,887 (1,968,713) (1,981,600)	1,375		4,979	6,533			

(款) 4 衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他			
款計	12,887 (2,580,292) (2,593,179)	1,375		4,979	6,533		

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業 委員会費	72 (57,388) (57,460)	72								
		72				11 役務費	72	25 機構集積支援事業に要する経費	72 増	
						1 通信運搬費	72	役務費 通信運搬費	(72 増) 72 増	
3 農業 振興費	62,242 (111,953) (174,195)	31,121			31,121					
		31,121			31,121	1 報酬	1,155	20 農業振興に要する経費	62,242 増	
		31,121			31,121	8 旅費	83	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	62,242	
						1 費用弁償	83			
							10 需用費	20	報酬	(1,155)
							1 消耗品費	20	・会計年度任用職員報酬	1,155
							11 役務費	84	旅費	(83)
							1 通信運搬費	84	費用弁償	83
					18 負担金, 補助及び交付金	60,900	需用費	(20)		
							消耗品費	20		
							役務費	(84)		
							通信運搬費	84		
							負担金, 補助及び交付金	(60,900)		
							・生産販売農家緊急補助金	60,900		

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
4 農地費	1,563 (46,319) (47,882)				1,563	18 負担金, 補助及び交付金	1,563	20 土地改良事業に要する経費	1,563 増
								負担金, 補助及び交付金 ・下高井地区排水路改修工事負担金	(1,563 増) 1,563
項計	63,877 (269,559) (333,436)	31,193			32,684				
款計	63,877 (269,559) (333,436)	31,193			32,684				

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	39,515 (1,317,090) (1,356,605)	19,753 国庫支出金		9 諸収入	19,753				
		19,753		9	19,753	1 報酬	1,561	20 商工業振興助成に要する経費	39,515 増
		19,753		9	19,753	3 職員手当等	1,260	(6) 運送事業者等事業継続支援金給付事業に関する経費	39,515
						4 共済費	336		
						8 旅費	126		
						1 費用弁償	126		
						10 需用費	185		
						1 消耗品費	185		
						11 役務費	47	報酬 ・会計年度任用職員報酬	(1,561) 1,561
								職員手当等 時間外勤務手当	(1,260) 947
								期末手当	313
								共済費	(336)

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
2 商工振興費						1 通信運搬費 47	雇用保険料 27	
						18 負担金, 補助及び交付金 36,000	厚生年金保険料 185	
							子ども・子育て拠出金 8	
							健康保険料負担金 116	
							旅費 (126)	
							費用弁償 126	
							需用費 (185)	
							消耗品費 185	
							役務費 (47)	
							通信運搬費 47	
							負担金, 補助及び交付金 (36,000)	
							・ 運送事業者等事業継続支援金 36,000	
項計	39,515 (1,518,038) (1,557,553)	19,753		9	19,753			
款計	39,515 (1,518,038) (1,557,553)	19,753		9	19,753			

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	3,025 (134,093) (137,118)				3,025		
					3,025	12 委託料	3,025
						25 道路管理に要する経費	3,025 増
						委託料 (3,025 増)	
						・ 道路舗装状況調査委託料	3,025

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	3,025 (134,093) (137,118)				3,025			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

2 道路 維持費	69,689 (519,478) (589,167)		29,800		39,889				
			29,800		39,889	10 需用費	18,188	20 道路維持補修に要する経費	69,689 増
						6 修繕料	18,188	需用費 修繕料 委託料 ・街路樹管理委託料 工事請負費 ・道路維持補修工事 ・道路長寿命化対策工事 ・排水施設改修工事 ・階段手すり設置工事	(18,188 増)
						12 委託料	13,359		(13,359 増)
						14 工事請負費	38,142		(38,142 増)
項計	69,689 (1,006,006) (1,075,695)		29,800		39,889				

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

6 都市 排水費	4,967 (259,950) (264,917)				4,967				
					4,967	10 需用費	4,967	20 排水路の維持管理に要する経費	4,967 増

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
6 都市排水費						5 光熱水費	4,967	需用費 光熱水費 (4,967 増) 4,967 増
9 西口都市整備事業費	△7,267 (722,114) (714,847)				△7,267	27 繰出金	△7,267	20 取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 7,267 減
								繰出金 (7,267 減) ・取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 7,267 減
項計	△2,300 (3,683,812) (3,681,512)				△2,300			

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

1 住宅管理費	7,500 (71,184) (78,684)		6,700		800	14 工事請負費	7,500	20 市営住宅管理に要する経費 7,500 増
			6,700		800			工事請負費 (7,500) ・市営住宅解体工事 7,500
項計	7,500 (71,184) (78,684)		6,700		800			
款計	77,914 (4,895,095) (4,973,009)		36,500		41,414			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 常備 消防費	886 (1,632,870) (1,633,756)	443 国庫支出金			443			
		443			443	12 委託料	391	5 消防総務事務に要する経費 886 増
		443			443	17 備品購入費	495	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 886 増
								委託料 (391) ・火災予防事務システム構築業務委託料 391
								備品購入費 (495) ・火災予防事務用備品 495
項計	886 (1,875,825) (1,876,711)	443			443			
款計	886 (1,875,825) (1,876,711)	443			443			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

4 学 校 給 食 費	1,928 (372,306) (374,234)	964 国庫支出金			964			
		964			964	10 需用費	1,928	20 給食運営に要する経費 1,928 増
		964			964	7 賄材料費	1,928	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,928 増
								需用費 (1,928 増) 賄材料費 1,928 増

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	1,928 (906,307) (908,235)	964			964			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

4 学校給食費	1,057 (182,685) (183,742)	529 国庫支出金			528				
		529			528	10 需用費	1,057	20 給食運営に要する経費	1,057 増
		529			528	7 賄材料費	1,057	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	1,057 増
								需用費 賄材料費	(1,057 増) 1,057 増
項計	1,057 (478,217) (479,274)	529			528				

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	21,151 (701,207) (722,358)	8,888 国庫支出金 1,441 県支出金 3,051		276 使用料・手数料 1,485 諸収入 1,485	9,061 3,282 232				
						1 報酬	2,790	29 市民会館・福祉会館管理運営に要する経費	7,818 増
						4 共済費	67		
						10 需用費	66	(1) 市民会館・福祉会館管理運営に要する経費	1,717 増
						1 消耗品費	66	委託料	(1,717 増)
						11 役務費	62	・市民会館・福祉会館指定管理料	1,717 増

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明			
		特定財源			区分	金額				
		国県支出金	地方債	その他				一般財源		
1 社会教育 総務費		3,051				3,050	1 通信運搬費	62	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	6,101 増
							12 委託料	8,218	需用費	(66)
							17 備品購入費	7,482	消耗品費	66
							18 負担金, 補助及び 交付金	2,466	委託料 ・抗菌・抗ウイルス化コーティング委託料	(2,552) 2,552
									備品購入費 ・セルフレジ	(2,483 増) 2,483
									負担金, 補助及び交付金 ・利用制限支援金	(1,000) 1,000
		1,865					1,864		33 アートのあるまちづくり推進に要する経費	3,729 増
		1,865					1,864		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	3,729 増
									委託料 ・壁画によるまちづくり委託料	(3,729 増) 3,729
					276		△56		37 アートギャラリーの管理運営に要する経費	220 増
								委託料 ・アートギャラリー管理委託料	(220 増) 220 増	
	5,413					3,971		38 放課後児童対策事業に要する経費	9,384 増	
	2,882					1,441		(1) 放課後児童対策事業に要する経費	4,323 増	
								報酬 ・放課後児童支援員報酬	(2,790 増) 2,790 増	
								共済費	(67 増)	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費							厚生年金保険料 40 増 子ども・子育て拠出金 2 増 健康保険料負担金 25 増 負担金, 補助及び交付金 (1,466) ・放課後児童支援員処遇改善事業補助金 1,466 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 5,061 増 役務費 (62) 通信運搬費 62 備品購入費 (4,999) ・放課後子どもクラブ用備品 4,999	
項 計	21,151 (1,064,448) (1,085,599)	10,329		1,761	9,061			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

2 体 育 施 設 費	3,455 (223,595) (227,050)	500 国庫支出金		2,455 諸収入	500			
		500		2,455	500	12 委 託 料	2,455	20 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する 経費 3,455 増
				2,455		18 負 担 金 , 補 助 及 び 交 付 金	1,000	(1) 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する 経費 2,455 増
								委託料 (2,455 増) ・グリーンスポーツセンター指定管理料 2,455 増

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
2 体育施設費		500			500		(3) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,000 負担金, 補助及び交付金 (1,000) ・利用制限支援金 1,000	
3 学校給食センター費	1,297 (254,161) (255,458)	649			648			
		649			648	10 需用費	1,297	20 給食センター運営に要する経費 1,297 増
		649			648	7 賄材料費	1,297	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,297 増
								需用費 (1,297 増) 賄材料費 1,297 増
項計	4,752 (540,897) (545,649)	1,149		2,455	1,148			
款計	28,888 (3,909,884) (3,938,772)	12,971		4,216	11,701			

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

1 元金	524 (4,159,317) (4,159,841)			420 諸収入	104			
				420	104	22 償還金, 利子及び割引料	524	97 地方債元金償還金 524 増 償還金, 利子及び割引料 (524 増) ・災害援護資金貸付債 524 増

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
項計	524 (4,327,190) (4,327,714)			420	104			
款計	524 (4,327,190) (4,327,714)			420	104			
歳出合計	1,578,882 (41,800,779) (43,379,661)	404,036	44,300	149,361	981,185			

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(869) 739	896,856	2,913,381	2,687,564	6,497,801	1,092,237	7,590,038	
補 正 後	(873) 739	905,628	2,913,381	2,690,240	6,509,249	1,093,223	7,602,472	
比 較	(4)	8,772		2,676	11,448	986	12,434	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	218,509	38,400
	補 正 後	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	220,312	38,400
	比 較						1,803	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	696,696	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,883
	補 正 後	697,569	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,883
比 較	873							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(85) 739		2,913,381	2,626,133	5,539,514	999,901	6,539,415	
補 正 後	(85) 739		2,913,381	2,627,936	5,541,317	999,901	6,541,218	
比 較				1,803	1,803		1,803	

※ () 内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	218,509	38,400
	補 正 後	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	220,312	38,400
	比 較						1,803	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	635,265	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,883
	補 正 後	635,265	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,883
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(784)	896,856		61,431	958,287	92,336	1,050,623	
補 正 後	(788)	905,628		62,304	967,932	93,322	1,061,254	
比 較	(4)	8,772		873	9,645	986	10,631	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	61,431						
	補 正 後	62,304						
	比 較	873						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職員手当	2,676	制度改正に伴う増減分	扶養 千円 期末 千円 通勤 勤勉 住居 退・手・負 管理職 地域 特勤 休日 時間外 夜間 児童 管理職特勤	
		その他の増減分	2,676	扶養 千円 期末 873 千円 通勤 勤勉 住居 退・手・負 管理職 地域 特勤 休日 時間外 1,803 夜間 児童 管理職特勤

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和4年度追加分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
公用車リース料 (令和4年度その2)	17,900			4-13	17,900				17,900
事務用機器使用料 (令和4年度その3)	44,200			4-9	44,200				44,200
ふるさと取手応援寄附受付等 業務委託	協定等に基づく 業務委託経費			4-5	限度額 に同じ			全額	
ふるさと取手応援寄附クレジット 決済手数料	寄附金額に対して 協定等で定める料率 を乗じて得た額に 基本料金を加えた額			4-5	限度額 に同じ			全額	
家屋評価システム使用料	17,280			4-9	17,280				17,280
合 計	79,380				79,380				79,380

(令和4年度変更分(変更後))

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
公用車リース料 (令和4年度その1)	37,500			4-13	37,500				37,500

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,600,925	19,164,501	2,075,400	1,882,375	19,357,526
(1) 総務債	147,156	188,592		14,052	174,540
(2) 民生債	269,526	247,572		20,416	227,156
(3) 衛生債	7,620	6,350	15,000	1,270	20,080
(4) 農林水産業債	203,112	180,533	13,100	30,705	162,928
(5) 商工債	38,272	37,394		3,778	33,616
(6) 土木債	1,916,344	1,753,530	393,400	261,847	1,885,083
(7) 消防債	506,356	488,574	114,500	74,112	528,962
(8) 教育債	2,491,080	2,422,924	547,500	240,567	2,729,857
(9) 地域再生事業債	7,940	150		150	
(10) 合併特例債	12,400,654	11,960,666	848,500	1,012,884	11,796,282
(11) 行政改革等推進債(地域再生分)	22,692	15,626		7,066	8,560
(12) 災害復旧債	25,136	21,052		4,085	16,967
(13) 緊急防災・減災事業債	1,038,617	917,621	5,300	176,130	746,791
(14) 全国防災事業債	83,920	79,737		4,187	75,550
(15) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	356,300	750,100	33,200	18,946	764,354
(16) 緊急自然災害防止対策事業債		2,500	44,300		46,800
(17) 公共施設等適正管理推進事業債	86,200	91,580	60,600	12,180	140,000
2. 減税補てん債	363,776	259,500		87,161	172,339
3. 臨時財政対策債	22,408,511	22,630,927	512,331	1,795,809	21,347,449
4. 減収補てん債	1,942,877	1,602,960		346,484	1,256,476
5. 調整債	191,800	185,060		10,340	174,720
6. 退職手当債	135,780	101,840		33,940	67,900
7. 災害援護資金貸付債	14,964	9,911		3,208	6,703
合計	44,658,633	43,954,699	2,587,731	4,159,317	42,383,113

議案第54号

令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		722,114	△7,267	714,847
	1 他会計繰入金	722,114	△7,267	714,847
5 繰越金		1,100	7,267	8,367
	1 繰越金	1,100	7,267	8,367
歳入合計		1,123,179		1,123,179

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括歳入 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	722,114	△7,267	714,847
5 繰越金	1,100	7,267	8,367
歳入合計	1,123,179		1,123,179

歳出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	717,582	0	717,582			△7,267	7,267
歳出合計	1,123,179	0	1,123,179			△7,267	7,267

2 歳 入
 (款) 4 繰入金 (項) 1 他会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	722,114	△7,267	714,847	1 一般会計繰入金	△7,267	・一般会計繰入金 7,267 減
計	722,114	△7,267	714,847			

(款) 5 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	1,100	7,267	8,367	1 前年度繰越金	7,267	・前年度繰越金 7,267 増
計	1,100	7,267	8,367			

3 歳 出
 (款) 1 事業費 (項) 2 総務費 (単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 総務費	0 (122,488) (122,488)			△7,267 繰入金	7,267			
				△7,267	7,267		2 一般職人件費	
							財源充当の変更	
項 計	0 (122,488) (122,488)			△7,267	7,267			
款 計	0 (717,582) (717,582)			△7,267	7,267			
歳出合計	0 (1,123,179) (1,123,179)			△7,267	7,267			

議案第55号

令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,201,035千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,459,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金		7,188,517	△53,979	7,134,538
	1 県 補 助 金	7,188,517	△53,979	7,134,538
7 繰 越 金		40,000	1,255,014	1,295,014
	1 繰 越 金	40,000	1,255,014	1,295,014
歳 入 合 計		10,258,613	1,201,035	11,459,648

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		242,993	440	243,433
	1 総 務 管 理 費	176,015	440	176,455
2 保 険 給 付 費		7,366,766		7,366,766
	1 療 養 諸 費	6,455,073		6,455,073
5 保 健 事 業 費		244,114		244,114
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	139,510		139,510
6 基 金 積 立 金		160,740	1,177,589	1,338,329
	1 基 金 積 立 金	160,740	1,177,589	1,338,329
7 諸 支 出 金		14,224	23,006	37,230
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	14,223	3,983	18,206
	2 繰 出 金	1	19,023	19,024
歳 出 合 計		10,258,613	1,201,035	11,459,648

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金	7,188,517	△53,979	7,134,538
7 繰 越 金	40,000	1,255,014	1,295,014
歳 入 合 計	10,258,613	1,201,035	11,459,648

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	242,993	440	243,433	440			
2 保 険 給 付 費	7,366,766		7,366,766	△53,979			53,979
5 保 健 事 業 費	244,114		244,114	△440			440
6 基 金 積 立 金	160,740	1,177,589	1,338,329				1,177,589
7 諸 支 出 金	14,224	23,006	37,230				23,006
歳 出 合 計	10,258,613	1,201,035	11,459,648	△53,979			1,255,014

2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	7,187,079	△53,979	7,133,100	1 普 通 交 付 金	△53,979	・普通交付金 53,979 減
計	7,188,517	△53,979	7,134,538			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	40,000	1,255,014	1,295,014	1 そ の 他 繰 越 金	1,255,014	・前年度繰越金 1,255,014 増
計	40,000	1,255,014	1,295,014			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一 般 管 理 費	440 (173,174) (173,614)	440 県支出金 440				12 委 託 料	440	70 国保事務に要する経費 委託料 (440 増) ・ 国民健康保険システム改修委託料 440
項 計	440 (176,015) (176,455)	440						
款 計	440 (242,993) (243,433)	440						

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1 一 般 被 保 険 者 療 養 給 付 費	0 (6,372,000) (6,372,000)	△53,979 県支出金 △53,979			53,979 53,979			75 一般被保険者療養給付費 財源充当の変更
項 計	0 (6,455,073) (6,455,073)	△53,979			53,979			
款 計	0 (7,366,766) (7,366,766)	△53,979			53,979			

(款) 5 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
1 特定健康 診査等 事業費	0 (139,510) (139,510)	△440 県支出金 △440			440 440		77 特定健康診査等事業に要する経費	
		△440			440		(1) 特定健康診査等事業に関する経費	
							財源充当の変更	
項 計	0 (139,510) (139,510)	△440			440			
款 計	0 (244,114) (244,114)	△440			440			

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 財政調整 基金 積立金	1,177,589 (160,740) (1,338,329)				1,177,589			
					1,177,589	24 積立金	1,177,589	75 財政調整基金積立金 1,177,589 増
								積立金 (1,177,589 増) ・ 財政調整基金積立金 1,177,589 増
項 計	1,177,589 (160,740) (1,338,329)				1,177,589			

(款) 6 基金積立金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
款計	1,177,589 (160,740) (1,338,329)				1,177,589			

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

3 償還金	3,983 (1) (3,984)				3,983			
					3,983	22 償還金, 利子及び 割引料	3,983	75 国庫金等返還金 3,983 増
								償還金, 利子及び割引料 (3,983 増) ・ 国庫金等返還金 3,983 増
項計	3,983 (14,223) (18,206)				3,983			

(款) 7 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計 繰出金	19,023 (1) (19,024)				19,023			
					19,023	27 繰出金	19,023	75 国民健康保険一般会計繰出金 19,023 増
								繰出金 (19,023 増) ・ 一般会計繰出金 19,023 増
項計	19,023 (1) (19,024)				19,023			

(款) 7 諸支出金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
款計	23,006 (14,224) (37,230)				23,006			
歳出合計	1,201,035 (10,258,613) (11,459,648)	△53,979			1,255,014			

議案第56号

令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,146千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,388,497千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		600	26,146	26,746
	1 繰越金	600	26,146	26,746
歳入合計		3,362,351	26,146	3,388,497

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		2,700	26,146	28,846
	2 繰出金	100	26,146	26,246
歳出合計		3,362,351	26,146	3,388,497

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰越金	600	26,146	26,746
歳入合計	3,362,351	26,146	3,388,497

歳出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 諸支出金	2,700	26,146	28,846				26,146
歳出合計	3,362,351	26,146	3,388,497				26,146

2 歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	600	26,146	26,746	1 前年度繰越金	26,146	・前年度繰越金 26,146 増
計	600	26,146	26,746			

3 歳 出

(款) 3 諸支出金

(項) 2 繰出金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 他会計繰出金	26,146 (100) (26,246)				26,146			
					26,146	27 繰出金	26,146	
							75 後期高齢者医療一般会計繰出金 26,146 増	
							繰出金 (26,146 増) ・一般会計繰出金 26,146 増	
項 計	26,146 (100) (26,246)				26,146			
款 計	26,146 (2,700) (28,846)				26,146			
歳出合計	26,146 (3,362,351) (3,388,497)				26,146			

議案第57号

令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207,240千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,890,843千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,703,646	44	1,703,690
	2 国庫補助金	278,332	44	278,376
7 繰入金		1,425,621	△61,531	1,364,090
	1 一般会計繰入金	1,355,621	8,469	1,364,090
	2 基金繰入金	70,000	△70,000	
8 繰越金		25,000	268,727	293,727
	1 繰越金	25,000	268,727	293,727
歳入合計		8,683,603	207,240	8,890,843

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		184,571	95,322	279,893
	1 総務管理費	77,278	89,286	166,564
	3 介護認定審査会費	67,917	6,036	73,953
4 諸支出金		79,588	111,918	191,506
	1 償還金及び還付加算金	72,510	68,081	140,591
	2 繰出金	7,078	43,837	50,915
歳出合計		8,683,603	207,240	8,890,843

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護認定審査会クラウド使用料	令和4年度から令和9年度まで	4,710

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括
歳 入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金	1,703,646	44	1,703,690
7 繰 入 金	1,425,621	△61,531	1,364,090
8 繰 越 金	25,000	268,727	293,727
歳 入 合 計	8,683,603	207,240	8,890,843

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	184,571	95,322	279,893	44		8,469	86,809
4 諸 支 出 金	79,588	111,918	191,506			△70,000	181,918
歳 出 合 計	8,683,603	207,240	8,890,843	44		△61,531	268,727

2 歳 入
 (款) 3 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8 介護保険事業費補助金	0	44	44	1 現 年 度 分	44	・ 介護保険事務処理システム改修事業補助金 44
計	278,332	44	278,376			

(款) 7 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

4 その他一般会計繰入金	184,209	6,080	190,289	2 事務費等繰入金	6,080	・ 事務費等繰入金 6,080 増
5 低所得者保険料軽減繰入金	102,402	2,389	104,791	2 過 年 度 分	2,389	・ 低所得者の保険料軽減に要する費用 2,389
計	1,355,621	8,469	1,364,090			

(款) 7 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	70,000	△70,000	0	1 介護給付費準備基金繰入金	△70,000	・ 介護給付費準備基金繰入金 70,000 減
計	70,000	△70,000	0			

(款) 8 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰 越 金	25,000	268,727	293,727	1 前 年 度 繰 越 金	268,727	・ 前年度繰越金 268,727 増
計	25,000	268,727	293,727			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一 般 管 理 費	89,286 (77,278) (166,564)	44 国庫支出金		2,433 繰入金	86,809			
		44		2,433	86,809	12 委 託 料 24 積 立 金	88 89,198	
							70 介護保険事務に要する経費 委託料 (88 増) ・介護事業所台帳管理システム改修委託料 88 積立金 (89,198 増) ・介護給付費準備基金積立金 89,198 増	
項 計	89,286 (77,278) (166,564)	44		2,433	86,809			

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

1 介護認定 審査会費	6,036 (13,586) (19,622)			6,036 繰入金			
				6,036		11 役 務 費	103
				6,036		1 通 信 運 搬 費	103
						13 使用料及び 賃 借 料	424
						17 備品購入費	5,509
							75 介護認定審査会に要する経費 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 6,036
							役務費 (103) 通信運搬費 103 使用料及び賃借料 (424) ・介護認定審査会資料保存用クラウド使用料 424 備品購入費 (5,509) ・介護認定審査会用タブレット 5,509

(款) 1 総務費		(項) 3 介護認定審査会費				(単位 千円)		
目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	6,036 (67,917) (73,953)			6,036				
款計	95,322 (184,571) (279,893)	44		8,469	86,809			

(款) 4 諸支出金		(項) 1 償還金及び還付加算金						
3 償還金	68,081 (70,000) (138,081)			△70,000 繰入金	138,081			
				△70,000	138,081	22 償還金, 利子及び 割引料	68,081	75 国庫金等返還金 68,081 増
								償還金, 利子及び割引料 (68,081 増) ・国庫金等返還金 68,081 増
項計	68,081 (72,510) (140,591)			△70,000	138,081			

(款) 4 諸支出金		(項) 2 繰出金						
1 一般会計 繰出金	43,837 (7,078) (50,915)				43,837			
					43,837	27 繰出金	43,837	75 介護保険一般会計繰出金 43,837 増
								繰出金 (43,837 増) ・一般会計繰出金 43,837 増

(款) 4 諸支出金

(項) 2 繰出金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国県支出金	地方債	その他				
項計	43,837 (7,078) (50,915)				43,837			
款計	111,918 (79,588) (191,506)			△70,000	181,918			
歳出合計	207,240 (8,683,603) (8,890,843)	44		△61,531	268,727			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和4年度提出分)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
介護認定審査会クラウド使用料	4,710			4-9	4,710			4,710	

議案第58号

令和4年度取手市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度取手市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,590千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,382,251千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		2,034,046	2,590	2,036,636
	2 基金繰入金	1,937,861	2,590	1,940,451
歳入合計		43,379,661	2,590	43,382,251

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		16,067,685	2,590	16,070,275
	1 社会福祉費	7,370,496	2,590	7,373,086
歳出合計		43,379,661	2,590	43,382,251

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	2,034,046	2,590	2,036,636
歳入合計	43,379,661	2,590	43,382,251

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	16,067,685	2,590	16,070,275			2,330	260
歳出合計	43,379,661	2,590	43,382,251			2,330	260

2 歳 入

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	745,347	260	745,607	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	260	・ 財政調整基金繰入金 260 増
4 公 共 施 設 整 備 基 金 繰 入 金	84,121	2,330	86,451	1 公 共 施 設 整 備 基 金 繰 入 金	2,330	・ 公共施設整備基金繰入金 2,330 増
計	1,937,861	2,590	1,940,451			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 老 人 福 祉 費	2,590 (3,325,255) (3,327,845)			2,330 繰入金	260	12 委 託 料	2,590	28 福祉施設の管理運営に要する経費 2,590 増
			2,330	260	(3) ふれあいの郷管理運営に関する経費 2,590			
			2,330	260	委託料 (2,590)			
					・ ふれあいの郷空調設備改修工事実施設計業務 委託料 2,590			
項 計	2,590 (7,370,496) (7,373,086)			2,330	260			
款 計	2,590 (16,067,685) (16,070,275)			2,330	260			
歳出合計	2,590 (43,379,661) (43,382,251)			2,330	260			

報告第9号

令和3年度取手市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和3年度取手市健全化判断比率に監査委員の審査意見を付して報告する。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和3年度取手市健全化判断比率を下記のとおり報告する。

記

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	－ %	－ %	6.3 %	12.8 %
早期健全化基準	12.08 %	17.08 %	25.0 %	350.0 %

備考

- (1) 健全化判断比率については、暫定の数値（速報値）である。
- (2) 健全化判断比率の項目のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄については、取手市の実質赤字額及び連結実質赤字額がいずれもないことから、「－」を記載している。

報告第10号

債権の放棄について

取手市債権管理条例第6条の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

(別紙) 放棄した債権の一覧

	放棄した債権の名称	債権を 放棄した日	放棄した 事 由	放棄した 債権の件数	放棄した 債権の金額
1	保育所児童給食代	令和4年 3月31日	第1号 該当	15件	51,000円
2	市営住宅使用料	令和4年 3月28日	第1号 該当	55件	567,600円

備考 放棄した事由の欄の号番号は、取手市債権管理条例第6条各号のいずれに該当するものかを示したものである。

認定第1号

令和3年度取手市一般会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度取手市一般会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

認定第 2 号

令和 3 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき，令和 3 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和 4 年 9 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

認定第3号

令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度取手市国民健康保険事業特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

認定第4号

令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度取手市後期高齢者医療特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

認定第 5 号

令和 3 年度取手市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき，令和 3 年度取手市介護保険特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和 4 年 9 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

認定第6号

令和3年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度取手市競輪事業特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

認定第7号

令和3年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度取手地方公平委員会特別会計決算に監査委員の審査意見を付して提出するから認定されたい。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、松浦 勉氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏 名 松 浦 勉

生年月日 昭和26年1月12日

住 所 取手市本郷一丁目27番18号

令和4年9月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 松 浦 勉 (まつうら つとむ)
生年月日 昭和26年1月12日 (71歳)
住 所 取手市本郷一丁目27番18号

学 歴

昭和48年 3月 東京都立大学経済学部卒業

職 歴

昭和48年 4月 東京都教育委員会勤務
昭和52年 4月 板橋区役所勤務
昭和63年 4月 荒川区役所勤務 (心身障害者福祉センター所長)
平成 2年 4月 板橋区役所勤務
(区史編さん室長、教育委員会庶務課長、選挙管理委員会事務局長、教育委員会次長、福祉部長を歴任)
平成23年 3月 板橋区役所定年退職
平成23年 4月 板橋区役所再任用職員 (板橋区公文書館副館長)
平成28年 3月 板橋区役所退職

その他の経歴

平成14年 4月 大東文化大学大学院非常勤講師
平成18年 4月 板橋区社会福祉協議会理事
平成23年 9月 取手市民生委員児童委員 現在に至る
平成24年10月 群馬医療福祉大学大学院非常勤講師
平成28年 6月 取手市情報公開及び個人情報保護審査会委員
平成28年10月 人権擁護委員 現在に至る
平成29年 8月 (仮称) 取手市いじめ防止対策推進条例検討委員会 副委員長
平成30年 4月 取手市文化財保護審議会委員 現在に至る
平成30年 5月 取手市いじめ問題対策連絡協議会 会長 現在に至る

諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、色川 昇氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏 名	色 川 昇
生年月日	昭和27年12月14日
住 所	取手市櫛木938番地

令和4年9月1日提出

取手市長 藤 井 信 吾

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 色 川 昇 (いろかわ のぼる)
生年月日 昭和27年12月14日 (69歳)
住 所 取手市櫛木938番地

学 歴

昭和52年 3月 日本大学文理学部卒業

職 歴

昭和52年 4月 取手市立寺原小学校 講師
昭和53年 4月 谷和原村立小絹小学校 教諭
昭和56年 4月 取手市立取手第一中学校 教諭
平成 3年 4月 取手市教育委員会 社会教育主事
平成 6年 4月 取手市立取手小学校 教諭
平成 9年 4月 利根町立太子堂小学校 教頭
平成12年 4月 利根町立文小学校 教頭
平成14年 4月 守谷市立守谷小学校 教頭
平成16年 4月 茨城県教育庁総務課・県南生涯学習センター一次長
平成18年 4月 取手市立高井小学校 校長
平成21年 4月 取手市立戸頭東小学校 校長
平成23年 4月 取手市立藤代中学校 校長
平成25年 3月 取手市立藤代中学校定年退職

その他の経歴

平成25年 4月 取手市教育委員会社会教育指導員
平成28年10月 人権擁護委員 現在に至る

諮問第4号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、日高 栄子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏名	日高 栄子
生年月日	昭和31年6月3日
住所	取手市白山八丁目12番34号

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井 信吾

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 日 高 栄 子 (ひだか えいこ)
生年月日 昭和31年6月3日 (66歳)
住 所 取手市白山八丁目12番34号

学 歴

昭和53年 3月 白梅学園短期大学心理技術科卒業

職 歴

昭和50年 4月 警視庁入庁
昭和56年 5月 警視庁退職

その他の経歴

平成15年 7月 取手市民生委員児童委員主任児童委員 現在に至る
平成29年 4月 取手市青少年相談員 現在に至る

諮問第5号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、戸部 明彦氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏名	戸部 明彦
生年月日	昭和32年1月15日
住所	取手市新川1793番地

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井 信吾

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 戸 部 明 彦（とべ あきひこ）
生年月日 昭和32年1月15日（65歳）
住 所 取手市新川1793番地

学 歴

昭和54年 3月 茨城大学教育学部中学数学科卒業

職 歴

昭和54年 4月 土浦市立土浦第二中学校 教諭
昭和62年 4月 藤代町立藤代中学校 教諭
平成 5年 4月 藤代町立桜が丘小学校 教諭
平成 8年 4月 取手市立取手第一中学校 教諭
平成14年 4月 取手市教育委員会 指導主事
平成18年 4月 取手市立藤代南中学校 教頭
平成21年 4月 取手市教育委員会 指導課長
平成23年 4月 龍ヶ崎市立城南中学校 校長
平成26年 4月 取手市立取手第一中学校 校長
平成29年 3月 取手市立取手第一中学校定年退職
平成29年 4月 茨城県教育研修センター 主査
令和 4年 3月 茨城県教育研修センター退職
令和 4年 5月 取手市役所会計年度任用職員 現在に至る

諮問第6号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、廣瀬 智子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏名	廣瀬 智子
生年月日	昭和32年9月15日
住所	取手市下高井1463番地

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井 信吾

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 廣 瀬 智 子 (ひろせ ともこ)
生年月日 昭和32年9月15日 (64歳)
住 所 取手市下高井1463番地

学 歴

昭和53年 3月 聖徳学園短期大学卒業

職 歴

昭和53年 4月 取手市役所入庁
平成21年 4月 取手市立戸頭北保育所 主任保育士
平成24年 4月 取手市立白山保育所 所長
平成27年 4月 取手市立久賀保育所 所長
平成30年 3月 取手市役所定年退職
令和 元年 6月 取手市役所非常勤職員
令和 2年 4月 取手市役所会計年度任用職員
令和 4年 3月 取手市役所退職